

No.49

宗像地区事務組合だより

令和5年3月1日号



HPメール

宗像地区事務組合 検索

で検索！

問い合わせ先：宗像地区事務組合総務課 住所：〒811-3507 福岡県宗像市多禮298番地 TEL：62-0031 FAX：62-1970

皆さんは「宗像地区事務組合」をご存知ですか。宗像市と福津市は、広域で協力し、効率的で高い水準の市民サービスを提供するために、宗像地区事務組合を設立しました。宗像地区事務組合では、生活に深く関わりのある水道、消防、急患センター、し尿処理の4事業を行っています。

水道についてのみなさんの疑問にお答えします！

Q1 水道水はどこからきているの？

複数の水源をもつことは、漏水や災害が起きたときにも給水を続けられるようにする工夫のひとつだよ。

宗像市内を流れる釣川の水をくみ上げてダムにため、多礼浄水場でゴミや微生物などを取り除き、消毒して水道水をつくらせているほか、北九州市、福岡地区水道企業団から水道水を購入しています。

北九州市からの水道水購入は、福岡都市圏と北九州市とで緊急時に水をお互いに送ることができる北部福岡緊急連絡管を利用したもので、災害のときに応援給水を受けられる取り決めがあります。

水源ごとの水の割合は

多礼浄水場…60%

北九州市…34%

福岡地区水道企業団…6%だよ

Q2 水道水は1日にどのくらい使われているの？

令和3年度は約64,500世帯（※）で1日に約38,500㎥の水道水が使われました。1世帯あたりお風呂（200ℓ）3杯分の水を毎日使う計算です。

10年前の平成23年度と比べると、人口の増加、特に福津市での大規模開発の影響が大きく、使われている水の量は約15%増えています。

（※）事業所などを含む令和4年3月末の契約数

Q3 水道水はそのまま飲むことができるの？

塩素のにおいは気になるけど、雑菌が増えるのを防ぐ大事な役割があるんだよ。

蛇口から出る水道水は、安心してそのまま飲むことができます。

水道法では、水道は飲み水を提供すること、そのために必要な51項目の厳しい水質基準が決められています。宗像地区事務組合では水質の定期検査に加え、水源や浄水場、家庭の蛇口で水のにごりや色、消毒の効果（殺菌のための塩素が残っていること）を毎日検査しています。水質の定期検査の計画と結果は、事務組合ホームページで公表しています。

Q4 宗像地区の水道料金はどれくらい？

宗像地区の水道料金は、月10㎥使用した場合は1,783円で、県内50団体で比較すると22番目の高さとなっています。

自然が豊かな宗像地区は、点在する集落をつなぐために長い水道管が必要です。また、大きな川がなく、安定して水を供給するためにダムに水をくみ上げてためておく必要があります。このため、都市部や水源の水が豊富な自治体と比べると高めの水道料金となっています。

月20㎥使用した場合は4,093円だよ

Q5 水道管はどれくらいの長さがあるの？

宗像地区事務組合は約1,000kmの水道管で水道水を家庭に届けています。このうち使い始めから40年を超えた水道管の割合が12%あり、毎年、地震に耐える新しい管に取り替える工事を行っています。

宗像地区の水道管をぜんぶまっすぐにつなげると多礼浄水場から福島県福島市まで届くよ

宗像市 福島市

Q6 水道料金はどのように使われるの？

令和3年度の水道料金100円の使い道はこうになります。

施設整備に使った借入金の利息支払い 2円

メータの検針や料金徴収に使うお金 3円

施設の整備改良などに使うお金 16円

北九州市などから水道水を買うお金 20円

その他事業活動全般に使うお金 8円

家庭（利用者）に水道水を送るお金 29円

ダムにためた水から水道水をつくるお金 22円

水道管の破裂などの事故が起きないように、古くなった水道管を計画的に交換しているよ

おしらせ

●引越しの際の開始・中止の手続き

転入の場合

水道使用開始の手続きは、宗像地区上下水道料金センターへの電話又はメールのいずれかの方法で行ってください。詳細は事務組合ホームページをご確認ください。

あらかじめ新居に「使用開始届はがき」があれば、それに氏名、使用開始年月日などを記入し郵便ポストに投函してください。



転出の場合

引越しの2～3日前（土・日曜日、祝日を除く）までに、電話などで引越し日を宗像地区上下水道料金センターまで連絡してください。

使用中止日以降、速やかに水道メータを検針します。現金で清算する場合を除き、お客様の立会いは不要です。

●問い合わせ

宗像地区上下水道料金センター

☎0940-62-0026

●小規模貯水槽水道設置者へ

マンションやビル、病院などの建築物に設置されている「小規模貯水槽水道」（受水槽の規模10㎥以下）の設置者は、年1回の清掃実施や水質検査の受検など水道法に準ずる適正な管理をすることが必要です。詳しくは事務組合ホームページをご確認いただくか、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

●問い合わせ

宗像地区水道管理センター 施設課

☎0940-62-0975

●魚釣り禁止

宗像地区事務組合が管理する吉田ダム・多礼ダムは危険防止のため、魚釣りは禁止です。立ち入りも禁止にしています。釣りをしている人などを見かけられた際には、ご連絡ください。

●問い合わせ

宗像地区水道管理センター 施設課

☎0940-62-0975

